

## 砂利採取計画の認可基準を定める要領

### 第1 目的

この要領は砂利採取法(昭和43年法律第74号。)第19条の規定に基づく砂利採取計画の認可基準について定めるものとし、この要領に定めるもののほか、国の砂利採取計画認可準則(昭和43年10月2日通達)による。

### 第2 定義

- (1) この要領において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。
- (2) この要領において「山砂利」とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいうものとする。
- (3) この要領において「洗浄」とは、採取を行わず、もっぱら洗浄施設のみ稼働しているものをいう。
- (4) この要領において「採取期間」とは、採取後の埋め戻し及び整地の作業の期間を含むものとする。

### 第3 認可の期間

- (1) 陸砂利 2年以内  
山砂利 2年以内  
ただし、採取場の面積が1ヘクタールを超える場合は3年以内とする。  
洗 浄 3年以内
- (2) 前号の規定にかかわらず、陸砂利及び山砂利については島根県砂利協会の跡地整備に関する「保証書」が認可申請に添付されていない場合は、1年以内とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、採取用地に関する貸借契約、他行政庁の許認可等の有効期間が採取期間の終期に満たないときは、その有効期間内とする。

### 第4 認可の基準

認可期間を満了し、かつ、未廃止の採取場を持つ申請者については、原則として新たな認可申請を受理しない。

### 附則

この要領は、平成9年7月28日から施行する。

平成15年度 骨材資源調査報告書 ー中国・四国地方各県の骨材資源ー  
平成16年3月 独立行政法人産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門  
P8 第32-3図 「島根県の砂利産地」より

